



一九四七年四月十五日牧志郵便局の電話業務開始と那

那、糸満線及び那霸、民政府線の開通

牧志郵便局（當時那霸郵便局と称した）では管公署

加入者を収容して交換業務を開始。

同時に那霸、糸満線及び那霸、民政府線が開通、小

禄、豊見城各郵便局も糸満線に接続され、各郵便局互

間に市外通話の取扱を開始した。

一九四七年五月十五日宜野座郵便局交換業務開始

宜野座郵便局に交換業務を開始した。

一九四七年五月十五日、真和志郵便局通話事務開始

真和志郵便局を那霸郵便局加入として電話開通し通

話事務を開始した。

一九四七年五月二十一日、浦添郵便局に通話事務及び

交換業務を開始

浦添郵便局に通話事務及び交換業務を開始した。

一九四七年六月五日

旧

通信省

線路の復旧

比較的戦災の少ない北部地方の通信省時代の残存市

外線を修理して、六月五日名護羽地郵便局開通、九月

五日、名護國頭線が復旧して國頭、大宜味各郵便局が

開通した。

一九四七年六月十一日、本部郵便局通話事務開始

名護、本部線が開通して本部郵便局に電話事務を開

始した。

一九四七年七月一日日本部郵便局交換業務開始

本部郵便局に交換業務を開始した。

一九四七年八月十五日、名護郵便局交換業務開始

名護、本部線が開通した。國頭郵便局に通話事務を開

始した。

一九四七年九月五日与那原郵便局通話事務開始

民政府、与那原線が開通し、与那原郵便局に通話事

務を開始した。

一九四七年九月十五日国頭郵便局交換業務開始

国頭郵便局に交換業務を開始した。

も民政府石川間、名護石川間の主要線路を借用してい

たが、軍線路暴風被害の為、借用線路を軍に接收され

一時北部地区相互間、南部地区相互間の通話が出来る

ばかりで中部地区は通信不可能に陥った。

当時、左の事情で電話の復旧拡張には頗る困難を極

めた。

1 名物暴風雨地帯である関係から、電話設置場所

の設備不完全と相俟つて故障頻発。

2 資材が殆んど仮電柱（丸太）とゴム線を使用し

てあるので、暴風雨に堪えず。

3 施設は殆んど軍線路を借用の為、軍線路障

碍の場合即時接收された。

4 民線路修理用の電柱、ゴム線の獲得には軍に懇

望してその残存又は不要施設の払下げを受け、

之と撤去運搬して工事をするので二重の労力を要したが、これよりほかに資材を得る道がなか

つた。

5 預算の制限、工事熟練者の払底は、外線一人当

り二五〇杆（六二里）電話修理工一人り電話機

六〇個、交換機五台を受持つと言ふ過労も止む

ない情況にあつた。

それで暴風雨被害に対する職員の労苦に酬られ

ざること甚だしく、一九四九年末迄苦境を克服

して電話網の復旧に努力した。

一九四九年八月一日 電話に関する料金改正

有料制実施後一年を経過、民政府融入予算計画上

適正なる料金改正の必要にせまられ、第一回の値上

げを断行した。

一九四九年十月十五日 佐敷郵便局通話交換業務開始

与那原、玉城線に佐敷郵便局を引込んで、通話事

務開始と同時に交換業務を開始した。

一九四九年十月八日、上本部郵便局通話交換業務開始

名護、本部線を上本部郵便局まで延長して、通話事

務開始

一九四八年九月二十六日

台風襲来による被害

石川、越米線が開通して越米郵便局に通話事務と同

時に交換業務を開始した。

一九四八年四月二日 呼出事務の廃止

予算縮減に伴う職員整理に因り呼出事務を

b 第二期 仮工事による支線復旧期

（自 一九四八年七月）

至 一九五〇年三月

（電話料金有料制実施）

一九四八年七月一日電話料金有料制実施

第一期で大体島内従貢幹線が完成、主要局が開通

し、一面、民政府歳入源の一部として有料制を実施し

た。

一九四八年七月十五日 美里郵便局通話事務開始、

名護、屋部線開通し、屋部郵便局に通話事務

事務を開始した。

一九四八年七月二十一日 与那城郵便局通話事務開始

石川越米線を与那城郵便局へ引込み、通話事務を開

始した。

一九四八年九月一日与那城郵便局交換業務開始

与那城郵便局に交換業務を開始した。

一九四八年十月三日台風襲来による被害

電柱及び電話線再び損害を蒙る

一九四九年七月二十三日 台風襲来による被害

今帰仁郵便局に交換業務を開始した。

一九四九年五月五日 屋我地郵便局通話交換業務開始

名護、今帰仁線を屋我地郵便局まで延長して、通話

事務開始と同時に交換業務を開始した。

一九四九年六月二日 台風襲来による被害

名護、今帰仁線を屋我地郵便局へ引込み、通話事務

開始

一九四九年七月二十三日 台風襲来による被害

暴風雨被害の為、浦添郵便局の通話事務及び交換業

務を中止した。

一九四九年三月十五日 今帰仁郵便局に通話事務開始

名護、今帰仁線開通して、今帰仁郵便局に通話事務

開始した。

一九四九年三月十七日 今帰仁郵便局交換業務開始

今帰仁郵便局に交換業務を開始した。

一九四九年五月五日 屋我地郵便局通話交換業務開始

名護、今帰仁線を屋我地郵便局まで延長して、通話

事務開始と同時に交換業務を開始した。

一九四九年六月二日 台風襲来による被害

電柱及び電話線再び損害を蒙る

一九四九年七月二十三日 台風襲来による被害

大暴風雨また襲来、去る六月一日の暴風雨被害より

更に引き続きの被害で、郵便局舎の倒壊、電話線の切

断、電柱の倒壊等で前年同様市外回線は全滅、加入者

障害九一%と言ふ被害であった。

（電話復旧の経過及び当時の苦境の概略）

戦前の電話施設中沖縄本島の中部、南部は激戦の為

全滅し、北部地区は、激戦地でなかった為戦前の線路

が多少残存していた。

沖縄民政府が石川市東恩納にあつた頃、民政府各部

間ののみの通話を開始したが、民政府が知念地区に移転

してからは、漸次拡張して民政府石川間、那霸、名

護、糸満其の他主要地に通話が出来るようになりつつ

あつたが、前に一九四八年十月三日、一九四九年六月

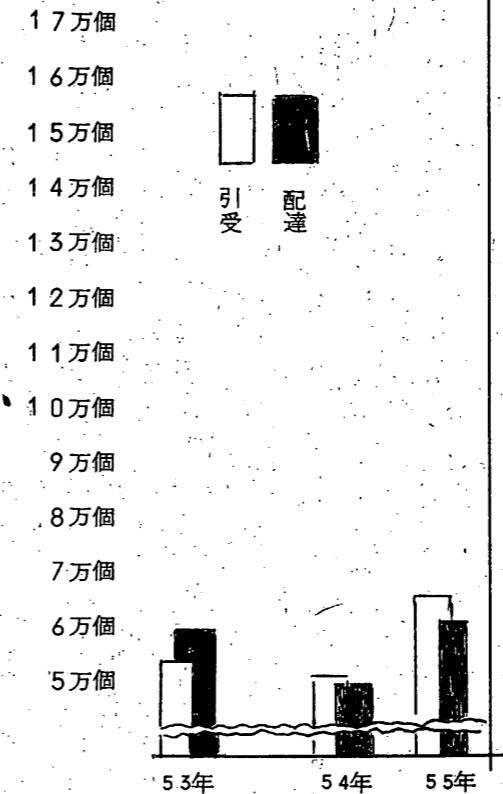
二日、同七月二十三日と逐次暴風雨被害を蒙り而、

二回の暴風雨被害を蒙る



郵便切手一覽表

(B円表示の分)



※ 引受物数が配達物数より多いのは日本だけで  
小包が多いためである。

年	引受	配達
53年	3,000万通	4,000万通
54年	5,000万通	7,000万通
55年	6,000万通	7,500万通

※ 引受物数よりも配達物数が多いのは、日本から到着が多いためである。

二、郵  
券

郵券課の設置

### 三、郵便料金

通志 卷之三

三、郵便料金

三、郵便料金

郵便はがき一覧表

種 別	式				シート構成 ヨコ×タテ	発行年月日	備 考
	意匠	刷色	版式	印面寸法			
拾 錢 は が き	梯梧の花	朱 色	凸 版	9.1×14.2	9種×14種	1948年7月1日	
貳拾錢往復はがき	"	"	"	"	"	"	
拾五 錢 は が き	"	"	"	"	"	"	
参拾錢往復はがき	"	"	"	"	"	"	
五拾 錢 封緘はがき	"	"	"	"	27.7×14	"	
五拾 錢 は が き	ガジマル	"	"	"	9×14	1950.2.1	
一円往復 はがき	"	"	"	"	"	"	
一円封緘 はがき	"	"	"	"	27.7×14	"	
一円 は が き	琉球王冠 と 梯 梧	"	"	"	9×14	1952.2.8	
二円往復 はがき	"	赤 色	"	"	"	1952.2.8	
十二円 航空書簡	航空機と 守礼門	"	"	27×24	14.8×8.9	1952.11.1	
二円 は が き	波之上宮	綠 色	"	19×24	9×14	1953.12.2	
四円往復 はがき	"	"	"	"	"	"	
十五円 航空書簡	航空機と 守礼の門	青 色	平 版	27×24	14.8×8.9	1955.9.10	
二円年賀 は が き	松 竹 梅	濃赤色	凸 版	19×24	9×14	1955.12.1	

金貯便紙

郵便貯金は一九五一年五月一日全琉業務が統一され、通常貯金と定額貯金の二種類が取り扱われた。最初の頃は戦災復興の緒についたばかりで、経済事情も悪く、更に奄美大島の日本復帰等もあり、預金高は極めて僅少の状態であった。一九五五年頃から漸く増加した。

內國舞便為藝

内国郵便為替は、一九五〇年九月一日全琉業務が統一されたが、為替の種類は通常為替と電信為替に改められた。また証書一枚の金額も最初二、〇〇〇円であったが、その後逐次引き上げられ、現在二〇〇ドルとなっている。

概 要

外 国 郵 便 为 替

## 一、電波監理

一九五二年民教會  
沿革

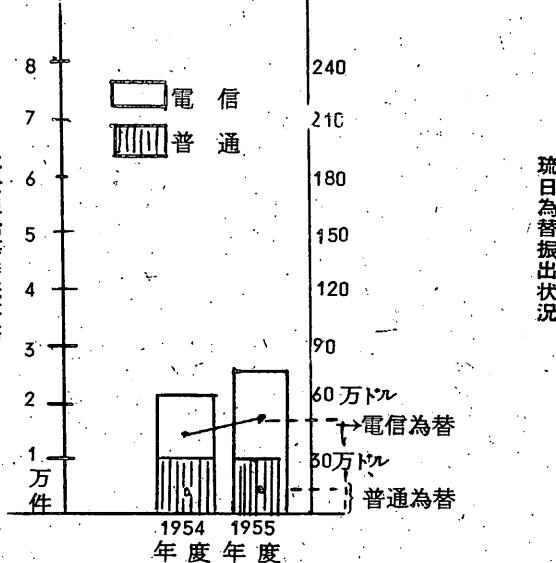
四月一日琉球政府が設立され、群島政府当時の機構を大巾に改革、それに伴い郵政庁の一部門として電務課が新設され、電波監理に関する業務はすべて無線電信法（大正四年六月十九日法律第二六号）旧法によつて行われて來たが、一九五五年十一月二五日立法第八十号により電波法が制定され、旧法当時の小規模な電波利用が開放され、今日ではひろく一般私企業の分野まで著しく發展した。

## 電波監理の今後の問題と 電波監理機構の整備

電波科学の進展に伴い、

ではその規律統制が困難となり、本土に於いてはこれらの法律を廢止し、一九五〇年電波法を制定し電波の利用をあらゆる分野に開放した。琉球に於いても公共の福祉増進と電波の公平且つ合理的な利用を図るため一九五五年電波法を制定した。しかし運営面における機構人員がまだ整備されないため、最近の電波科学の進展に対応する監理事務の実施は困難な事情にあり、これらの充実強化を図ることが目下の急務である。

(2) 周波数の割当権限の移行



### 電話加入普及狀況

(方式別、料金別)

種別 年度別	自動		共電		磁石		総合計	
	有料	無料	有料	無料	有料	無料	有料	無料
54年度	—	—	—	—	1,881	134	1,881	134
55〃	—	—	1,396	58	1,315	99	2,711	157

國際電話取扱状況

年度別	総 数	発 信 する割合 (%)	着 信 する割合 (%)	増加率 (%)	増 減 数		備 考
					総数に対する割合	着信に対する割合	
1952年度	40,108	25,733	64.7	14,375	35.8	-	6月～
1953 //	67,822	43,897	64.7	23,925	33.3	-	12
1954 //	63,077	40,596	64.4	22,481	35.6	-	
1955 //	59,233	37,983	64.1	21,250	35.9	100.0	0

## 電話加入普及状況 (利用種別、料金別)

種別 年度別	単独		共同		計	
	有料	無料	有料	無料	有料	無料
54年度	1,680	112	201	22	1,881	134
55年	2,488	136	223	21	2,711	157

國際電報取扱状

区別 年度別	総 数	通 信 話	総数に対する割合 (%)		着 信 話	総数に対する割合 (%)	増加率 (%)	増減数	備 考
			着 通	信 話					
%1 1952年度	—	2,968	—	—	—	—	—	—	6月～ 12)
1953 //	—	6,092	—	—	—	—	—	—	—
1954 //	—	6,604	—	—	—	—	—	—	—
1955 //	16,372	10,716	66.1	5,656	33.9	100.0	0	0	—

※1 1952～1954年の着信通話席数の記録なし

## ◎四 八重山群島の郵政事業

### 1 あらまし

太平洋戦争末期は島外との交通危険に曝され、対外電信施設は切断されて島外との通信は孤立の状態となり、遂に局舎は一九四五年七月一日の空襲によつて灰燼と化したが、その後の業務取扱いは市内の民家に或は避難指定地に入り琉球臨時中央政府郵政局となる。米軍上陸後から八重山民政府通信部時代を経て琉球郵政局の管下に入り琉球臨時中央政府郵政局となる。まで業務無休止のまま現在に至つてゐる。

### 2 機構関係其の他

一九四五六年十二月二十三日 米国海軍進駐、米国海軍は石垣島を占領米国海軍々政府を設立し、同月二十八日軍の指示に基き各郵便局は八重山支庁の管理下におかれ、米軍政官から八重山郵便局長にあらためて奥平親氏が任命された。

### 一九四七年一月十五日 機構の改革

軍政府の指示に基き八重山支庁の機構は改革され、その行政部の一部として通信部を設置し、郵便課および電信電話課の二課が置られた。

一九四七年一月十五日 機構の改革 部長には宮良賢副氏(八重山郵便局兼務)その他部下職員もすべて八重山郵便局兼務であつた。

### 一九四七年三月二十一日 八重山支庁の改称

軍政府の許可を得て、八重山支庁を八重山民政府と改称した。

### 支庁長は知事に改める。

### 一九五〇年四月一日 郵政庁に統合

八重山民政府通信部は民政府より分離し、本日より琉球郵政庁に統合、八重山郵便局は八重山中央郵便局となり、同郵便局には、庶務課、郵便課、電気通信課の三課が置かれた。

### 3 郵便

從つて、これまで日本あて電報は宮古島局を中心して取扱つてゐたが、同日より那覇中央無線電信局、名瀬郵便局を経由して発着するようになつた。

### 5 電話

太平洋戦争末期に於ての電話は、殆んど日本軍の軍用電話に切替えられ民電話は杜絶した。

### 一九四五六年十月一日 八重山、大浜線開通

終戦によって電話交換機は返還されたが、空襲又は艦砲射撃などで電話施設の大半は破壊され、當時電話の復旧は一時困難の状態にあつた。

### 一九四五六年十一月二十二日 西表島 白浜線開通

日本軍払下げの電話機と野戦被覆線をもつて仮工事を実施、市内電話十八加入を開通した。

### 一九四六年一月三十日 八重山、川平線開通

八重山郵便局と川平郵便局との市外通話事務を開始した。

### 一九四六年五月一日 八重山、白保線開通

八重山郵便局と白保郵便局との市外通話事務を開始した。

### 一九四六年十二月三十一日 八重山、宮良線開通

八重山郵便局と宮良取扱所との市外通話事務を開始した。

### 一九五〇年三月三十一日 与那国 久部良線開通

与那国郵便局と同局久部良取扱所との市外通話事務を開始した。

### 6 為替貯金

## (1) 郵便業務

一九四六年七月日本あて郵便物の取扱開始、日本あて郵便物の差立便なく支障を来たしておつたが、S・T六・八号貨物船回船、内国郵便としてこれに便

宜搭載したが、これらの引揚民を輸送するもので、三ヶ月に一回程度で、辛うじて通送をなす窮状であった。

一九四六年九月十日 沖縄群島間に通常郵便物の取扱開始

郵便切手 五銭 十銭 二十銭 三十銭 四十銭 五十銭 一円

沖縄群島との間に通常郵便物の取扱を開始した。

一九四七年六月 全琉球間に小包郵便取扱開始。

二円 三円 四円 五円 八円 十二円 十六円

全琉球相互間に小包郵便物の取扱を開始した。

一九四七年六月諸外国あて通常郵便物取扱開始、

沖縄群島との間に通常郵便物取扱開始。

一九四八年四月九日 諸外国あて航空通常郵便物取扱開始、

便条約に基いて取扱い、國際郵便として差出せることになり、又これを遞送する船舶もひん繁に航行、郵便業務も頗る活発化した。

一九四八年四月九日 諸外国あて航空通常郵便物の取扱開始、

戦後取扱中止の諸外国あて航空通常郵便物の取扱開始。

一九四九年八月一日全琉の郵便に関する料金統一

従来郵便に関する料金は南西諸島各地区々にわたり、又それが第一回通信会議に於て協議の結果、料金を全琉球統一し、本日より実施した。

## (2) 奄美群島の郵政事業

### 1 あらまし

琉球郵政事業の沿革(六八一八二頁)

太平戦争が熾烈をきわむるにおいて、通信施設の破壊せらるるもの多く、日本との海上交通及び通信は辛うじて存続し、終戦直後(自一九四五年八月十五日至一九四六年二月一日)も奄美群島地区内の通信事業は、日本運輸通信省に繋がつてゐたので、従つて事業内容も日本と同様であった。

その後、大島支庁の管轄を経て臨時北部南西諸島政府の管理下におかれ、一九五〇年四月一日全琉四地区各通信部は琉球郵政庁に発展的統合をなし、事業内容も逐次改善せられ事業本来の態勢に復しつつある。

準じて処理していたが、料金処理の簡易化と通信歳入の理由により、郵便切手には通信部長の認印(宮良)したもの有効として使用せしめた。

一九四八年七月、琉球郵便切手の発売ははじめて琉球郵便切手が発行され、本月から発売された。

はがき 通常はがき 往復はがき 封緘はがき

一九五〇年二月高額を含む郵便切手の売さばき

左の種別の高額を含む郵便切手の売さばきを開始した。

はじめ琉球郵便切手が発行され、本月から発売された。

はがき 通常はがき 往復はがき 封緘はがき

一九五一年二月高額を含む郵便切手の売さばき

はがき 通常はがき 往復はがき 封緘はがき

一九五一年三月高額を含む郵便切手の売さばき

はがき 通常はがき 往復はがき 封緘はがき

一九五一年四月高額を含む郵便切手の売さばき

はがき 通常はがき 往復はがき 封緘はがき

一九五一年五月高額を含む郵便切手の売さばき

はがき 通常はがき 往復はがき 封緘はがき

一九五一年六月高額を含む郵便切手の売さばき

## 2 機構関係その他

一九四六年二月二日 日本の行政権から分離

本日附日本行政権から分離され、各郵便局は大島支庁の管理下におかれた。

支庁長 豊島至氏  
一九四六年四月一日管理部設置

名瀬郵便局内に管理部を設置し、管内五九局の指導監督に当る。

一九四六年十月三日 大島支庁を臨時北部南西諸島政庁と改称

大島支庁を臨時北部南西諸島政庁と改めた

臨時知事 豊島至氏  
一九四七年一月十五日 無集配郵便局を集配郵便局に改定

左の各郵便局を無集配郵便局より集配郵便局に改定した。

一九四七年一月十五日 無集配郵便局を集配郵便局に改定

左の各郵便局を無集配郵便局より集配郵便局に改定した。

花徳 大島松原 西阿木名 伊仙 手々 井之川  
笠利 字宿 屋仁 赤尾木  
一九四七年二月七日 名瀬郵便局分室設置臨時北部南西諸島政庁内に名瀬郵便局分室を設置（電報と郵便受付のみ取扱）した。

一九四七年五月十七日 通信部設置

政府内に行政部门の一部として通信部を置く。

通信部長 寺山豊氏  
一九四七年五月十七日 通信部の機構

通信部に庶務課、業務課、原簿課、工務課の四課を置く。

一九四七年五月十七日 名瀬郵便局分課、通信部設置に伴い、名瀬郵便局に庶務課、郵便課、電信電話課、貯金保険課の四課を置く。

一九四八年七月一日無集配郵便局に改定

諸鈍 名柄 田曾 西古見 池地 与路 宇検久志  
浦上 小宿 阿木名 阿鉄 節子 篠川 阿室 西

一九四七年五月十七日 通信部の機構

通信部に庶務課、業務課、原簿課、工務課の四課を置く。

一九四七年五月十七日 名瀬郵便局分課、通信部設置に伴い、名瀬郵便局に庶務課、郵便課、電信電話課、貯金保険課の四課を置く。

一九四八年七月一日無集配郵便局に改定

諸鈍 名柄 田曾 西古見 池地 与路 宇検久志  
浦上 小宿 阿木名 阿鉄 節子 篠川 阿室 西

一九四七年五月十七日 通信部の機構

通信部に庶務課、業務課、原簿課、工務課の四課を置く。

一九四八年七月一日 日本の定期刊行物の料金適要改正

日本に於て発行せらるる新聞その他定期刊行物の郵便料金は、第四種の印刷物として取扱うべき處、内国（南西諸島相互間）第三種郵便物料金を適用のこととなつた。

(2) 郵便切手類

一九四八年一月一日旧郵便局切手類の無効処分

終戦後は日本政府発行のものをそのまま使用していが、日本や外地等よりの引揚者でそれを所持使用する向があり、通信歳入面に多大の影響があるので、軍令により検印をおして使用し、その認印のないものはすべて無効とした。

一九四八年六月十九日 旧郵便切手と新郵便切手の交換

琉球郵便切手類に於て制定発行せられ、近日使便切手と交換した。

一九四八年十一月一日 琉球郵便切手開始

本日から琉球郵便切手の使用を開始した。

郵便切手類の種別は左の通り

五銭 十銭 二十銭 四十銭 五十銭 一円  
通常はがき 封緘はがき

一九四九年七月二十日 交換郵便切手類の焼却処分

一九四九年六月十一日 軍政府の指示により旧郵便切手及び郵便はがきを焼却処分に附した。

一九五〇年二月 高額を含む郵便切手の売さばき

左の種別の高額を含む郵便切手の売さばきを開始した。

日本あて郵便料金を改正した。（第一次）  
一九四六年九月十日 全琉球相互間に普通々常郵便物取扱開始  
日本あて郵便料金を改正した。（第二次）  
一九四六年十二月十日 郡内相互間に小包郵便物に限り取扱を開始した。  
即ち、無集配郵便局は名瀬永田橋通郵便局の一局のみとなつた。  
伊仙村に大田布郵便局を設置した。  
一九四九年四月十七日 通信部長逝去  
後任通信部長には玉利貞雄氏を任命  
一九四九年六月十六日 通信部課名改称  
通信部の庶務課を監理課、原簿課を貯金保険課業務課を通信課と夫々改称した。  
一九四九年六月三十日 後任通信部長任命  
後任通信部長には玉利貞雄氏を任命  
一九四九年十月二十日 郵便局設置  
伊仙村に大田布郵便局を設置した。  
一九四九年十月二十一日 郵便局設置  
通信部工務課廢止  
有線工事局設置無線工事局設置  
通信部工務課を廢止し、有線工事局、無線工事局を新に設置した。  
一九四九年六月十八日 政府内分室廢止  
名瀬郵便局政府内分室廢止  
通信部工務課を廢止し、有線工事局、無線工事局を新に設置した。  
一九四九年十月十五日 外国あて郵便正式に取扱開始  
一九四九年六月十六日 通信部工務課廢止  
有線工事局設置無線工事局設置  
通信部工務課を廢止し、有線工事局、無線工事局を新に設置した。  
一九四九年十月二十一日 電信局設置  
十島に國之島電信局を置く（人件費は村負担）  
一九五〇年四月一日 郵政庁に統合  
琉球郵政庁設置に伴い、各地区通信部は統合の為自然解消した。  
3 郵便（奄美大島）  
(1) 郵便業務  
終戦直後の奄美群島地区内の通信事業は、その運営が日本運輸通信省と繋がつていていた関係上、郵便に関する取扱方とも從前どおりであった。  
その後、日本との行政権分離後は、臨時北部南西諸島島政庁通信部時代を経て、郵政庁に統合され郵政局となり、業務も規正されて現在に至つている。  
一九四九年八月一日 他地区あて小包郵便物引受開始  
大島地区内相互間に小包郵便物の引受配達事務を開始した。  
一九四九年八月一日 外国あて郵便に關する料金の全琉球統一化取扱い、國際郵便として差出せることとなつた。  
一九四八年十二月一日 速達郵便の取扱中止  
当分の間、速達郵便の取扱を中止した。  
一九四九年八月一日 速達郵便として差出せることとなつたが、全琉統一された。  
一九四九年八月一日 他地区あて小包郵便物引受開始  
日本及び諸外国あて郵便物は、万国郵便条約に基いて取扱い、沖縄、宮古及び八重山大島地区内相互間に小包郵便物の引受配達事務を開始した。  
一九四九年八月一日 外国あて郵便に關する料金の全琉球統一化取扱い、國際郵便として差出せることとなつた。  
一九四九年八月一日 速達郵便として差出せることとなつたが、全琉統一された。  
一九四九年八月一日 速達郵便の取扱を中止した。  
一九四九年八月一日 他地区あて小包郵便物引受開始  
軍政府布令第十八号により、戰後中止されていた諸外國あて航空通常郵便物の引受を開始した。  
一九五〇年二月十四日 航空郵便料金に対する現金収納制の廢止  
從来航空郵便料金は現金収納制の處、本日より切手納付制に改む。

たが、其の後逐次施設の改良工夫、拡充又は電話による電信業務の取扱開始により、戰前より却つて業務は振興したかにも見えるが、事實上の施設は完備したとは言えない。  
名瀬——鹿児島 同——中之島 同——早町 同——亀津 同——知名 同——与論 有線連絡  
名瀬——古仁屋 同——赤木名 同——大勝(△) 同——住用(一九四六年七月廢止)  
一九四六年五月十二日 電報料金の改正、日本からの着信電報の返信料前納改正  
日本からの着信電報「ナツ」の指定に対しても、一円五十銭の返信料前納並に別使配達料を夫々改正した。  
日本にて返信料前納並に別使配達料を夫々改正した。  
一九四七年五月十三日 日本からの着信電報の返信料前納改正  
日本からの着信電報「ナツ」の指定に対しても、一円五十銭の返信料前納並に別使配達料を夫々改正した。  
日本にて返信料前納並に別使配達料を夫々改正した。  
一九四七年七月一日 別使配達料の改正  
従来別使配達電報の配達請負料は一秆毎に十三銭から十六銭の處、一秆（片道）毎に五十銭に改正した。  
一九四七年七月一日 金十九分室と無線連絡開始  
名瀬郵便局と同局金十九分室（船舶無線連絡）を開始した。  
一九四七年十月一日 電報夜間配達の改正  
別使配達指定の電報にて、夜間配達に係るものはその別使配達請負料は二割増のことに改正した。  
なお、夜間とは、午後八時より翌日午前七時までのことに限定した。  
一九四八年一月十日 O.L 第十号分室と無線連絡開始  
名瀬郵便局と同局O.L 第七号分室（船舶無線局）と無線連絡を開始した。  
一九四八年四月十日 O.L 第十号分室と無線連絡開始  
名瀬郵便局と同局O.L 第十号分室（船舶無線局）と無線連絡を開始した。  
一九四八年四月十六日 別使配達請負人に局員を便宜供役  
電報の別使配達には從來請負人を傭役の處、労務賃務に限り取扱を開始した。

一九四七年二月七日 電信業務取扱開始  
坂嶺、手々、大島松原、古里各郵便局に電話による電信業務を開始した。  
名瀬郵便局臨時北部南西諸島政庁分室に電報受付事務に限り取扱を開始した。

日本運輸通信省の管理を離れた當時（一九四六年二月二日）の大島地区の主要通信回線は次の通りであつた。

一九四七年二月七日 電信業務取扱開始  
坂嶺、手々、大島松原、古里各郵便局に電話による電信業務を開始した。  
名瀬郵便局臨時北部南西諸島政庁分室に電報受付事務に限り取扱を開始した。

一九四八年四月十六日 別使配達請負人に局員を便宜供役  
電報の別使配達には從來請負人を傭役の處、労務賃務に限り取扱を開始した。





ついで各課長を採用し、各課職員を課長の推薦により採用して陣容を整備す。

一九四六年五月十日郵便法および郵便取扱規則(別冊)を民政府部長会議に附議決定し軍政府に許可申請をなす。

一九四六年五月十六日通信部事務所を石川の元諮詢会堂より東恩納に移転す。

一九四六年二十九日郵務課勤務比嘉秀太郎氏作製の小包用秤量器を教商務部長の承認を得て決定す。

一九四六年六月三日從来、月、水、金三回通送を日曜日を除く毎日遞送となす。

一九四六年六月十日軍政府より郵便法および郵便取扱規程国頭で承認せらる。

労務賃金制度が実施せられ、諸物資が有償制度の実施になつたので、一九四六年七月一日より沖縄民政府

管下郵便料金を有料制を実施す。

一九四六年七月一日沖縄民政府令第四号により沖縄民政府郵便法を定む。

同日沖縄民政府告示第六号により沖縄民政府郵便取扱規則を定む。

郵便切手類および日附印は、戦災のため皆無となり、切手印刷設備も無いので、非常措置として漸定的に郵便料金別納制度を利用し郵便料金別納印を押捺して運営に當ることとす。

料金 書状二十瓦または端数毎に参拾錢普通はがき書き拾錢、往復ハガキ式拾錢、封緘はがき参拾錢、

大行囊・小行囊は住民用として軍が雑穀類包装に使用せる袋(麻袋)を配給所より無償配給を受けて代用し、貨金制実施諸物資有償時代になつては一枚五拾錢で購入使用す。

区分柵は、一面縦横共三寸四方に区切られたる高さ三尺横凡一間の箱を屋我石川工務課長より貰い受けた

函内名線下南風原、首里、宜野湾、越來、与那城、島尻一周線下小禄、糸満、三和、具志頭、知念、玉城、佐敷は直接本部と

一九四七年五月一日価格表記料、表記金額式拾円迄毎に壹円式拾錢を五拾錢に改正申請却下せらる。

一九四七年五月十五日琉球列島に対し万國(独逸を除く)郵便業務取扱を許可せられたる處軍政本部より指令文書五月二十二日接受したるにより各局への通達の日時を考慮し五月二十六日より実施要項左の通り

琉球列島米軍政本部  
一九四七年五月十五日  
琉球列島に関する万國郵便業務の件  
沖縄知事  
一九四六年八月二十三日琉球列島米軍政本部書翰「民郵便業務に關する件」は本書貴着と同時に廃棄す。  
1、世界各國との郵便物交換は今後内國郵便として取扱はず外國郵便と着做し処理すべし。  
2、世界各國との郵便物交換は沖縄をも許可せらる一九四七年五月十五日より実施せらる一九三九年五月二十三日附ブエノス・アイレス万國郵便聯合規約の諸条項は右の交換をも之を適用す。

使用す。

小包用秤量器は米軍寢台用蚊帳吊の棒を桿に分銅は鉛を以て適宜作製使用す。

書状用は重量の標準封筒を作製して手上感覺によらしむ

郵便式紙類は、復写式不能のため凡て謄写摺として使用す。

一九四六年七月一日左記郵便局を設置す、浦添、西原、小禄、北中城、中城、三和、屋部

具志頭、恩納、名に改称す、

一九四六年七月五日東恩納における民政府各部間に郵便物認可

一九四六年八月一日より左記郵便局名を括弧内の局名に改称す、

辺土名(國頭)田井等(羽地)

瀬嵩(久志)野嵩(宜野濱)久志(久辺)

知念(玉城)

一九四六年八月十三日沖縄民政告示第十一号により八月十五日より左記郵便局を設置す、

栗園、渡名喜、渡嘉敷、屋我地、美里、真和志、

一九四六年九月一日現在郵便局数四二局

1、沖縄群島と日本間の通信を許可す、沖縄における通送および郵便料金に関する責任

一九四六年九月十日より日本との郵便取扱い開始す、

2、日本における通送および郵便料金に関する責任

沖縄における通送および郵便料金に関する責任

一九四六年九月一日現在郵便局数四二局

1、沖縄群島と日本間の通信を許可す、沖縄における通送および郵便料金に関する責任

一九四六年九月十日より日本との郵便取扱い開始す、

3、沖縄および日本間を運航する日本海上輸送船を

右集配局において他の琉球列島よりの外国郵便物の集配および処理をなすべし

琉球列島にて発送され且つ島内宛の郵便物は内國郵便物として取扱うべし

4、那覇は右の集配港として指定され外國郵便に就いては全琉球列島に亘り之に当るものとす。

5、左記料金を外國郵便物に課すべし

6、通信部保管中の郵便物の取扱および奪取を防ぐため、然るべき手配ありなし

7、琉球列島の万國郵便業務施行細則に就いての質問は軍政府通信係将校に口頭を以てあるいは軍政副長官に文書を以て之をなすべし

一九四七年七月三十日予算縮減により久辺郵便局廢止

一九四七年七月十日「Q〇〇2」LSTより最初の

外國郵便物締切郵袋八十一個到着

一九四七年十月一日沖縄民政府郵便徽章を左記の通り制定す

右日本切手・収入印紙・葉書を代用

切手印刷の設備なきため、琉球郵便切手、葉書発行

迄の暫定措置として予て日本政府発行の郵便切手、葉書、取寄方軍政府に要望の如、一九四七年十月八日受

入、同年十月三十日より各郵便局に配布十一月一日よ

り一般に売出す。

右日本切手・収入印紙・葉書は戦前より各郵便局や個人の手持ちあるいは日本より帰った人々の持參したるものと判別するため、今回日本より取寄せ通用する切手

・収入印紙・葉書の印面に当時の通信部長の私印(平田)を黒色で押捺した。

その種類量次の通り(切手少量に付品切の時は料金別納で処理)

種別	重量単位	料金	重量制限
a 封書	二〇瓦迄	一、〇〇〇	二キロ
b はがき	二〇瓦越す時	一、〇〇〇	二キロ
c 印刷物	每五〇瓦	一、〇〇〇	二キロ
d 盲人用点字の印刷物	毎一、〇〇〇瓦	一、〇〇〇	二キロ
e 業務用書類	二五〇瓦迄	一、〇〇〇	七キロ
f 商品見本	五〇瓦を増す	一、〇〇〇	二キロ
g 小形包装物	一キロ	一、〇〇〇	二キロ

表示朱書(通信クツ)

利用してよい。

4、日本の港に到着する民間通信物は、日本通信院の手で聯合国最高司会部所屬民事検閲分遣隊の監督ある福岡・大坂・東京検閲所の中最も寄の檢閲所に廻送される。発送の郵便物は凡て右の検閲所の中何れかで検閲を受ける。

5、貴下は、沖縄群島よりの差出郵便物取扱をなすに要する入用品を決定しその前記諸項に基づき郵便機構を樹立することをここに指令す。

これに關して執るべき措置を具体的に記述せる報告書を提出してもらいたい。

日本宛料金封書五拾錢はがき拾錢

5、貴下は、沖縄群島における民間通信物は、日本通信院の手で聯合国最高司会部所屬民事検閲分遣隊の監督ある福岡・大坂・東京検閲所の中最も寄の檢閲所に廻送される。発送の郵便物は凡て右の検閲所の中何れかで検閲を受ける。

6、貴下は、沖縄群島よりの差出郵便物取扱をなすに要する入用品を決定しその前記諸項に基づき郵便機構を樹立することをここに指令す。

これに關して執るべき措置を具体的に記述せる報告書を提出してもらいたい。

日本宛料金封書五拾錢はがき拾錢

5、貴下は、沖縄群島よりの差出郵便物取扱をなすに要する入用品を決定しその前記諸項に基づき郵便機構を樹立することをここに指令す。

これに關して執るべき措置を具体的に記述せる報告書を提出してもらいたい。

日本宛料金封書五拾錢はがき拾錢

を二十封度に引上実施（十一月十四日軍政府より通知）

一九四八年三月十五日通常郵便物に限り国際航空郵便取扱開始を許可せらる。

航空料金 はがき 封書

日本向 三円 五円  
ハワイ向 五円 十円  
南北米向 七円 十円

種類	軍政府より受入量	完残数量
10 銭 手切手	14,000	3
20 銭 日本切手	14,000	359
30 銭 日本收入印紙	14,000	0
50 銭 日本切手	14,000	7,724
1 円 日本切手	2,000	53
15 銭 日本往復はがき	70,000	30,780
30 銭 往復はがき	1,000	748
30 銭 封緘はがき	1,000	161

註 十五銭日本はがきは、現行料金に従い十銭で売れる。

三十銭往復はがきは、現行料金に従い二十銭で売れる。

一九四八年六月末現在の各郵便局残高は返納せしめ保官していたが、一九四九年五月二十六日、拾銭、式拾銭、五拾銭、壹円の各切手および封緘はがきは焼却、通常はがき、往復はがきは以後通信事務の印を押して事務用として使用す。

日本切手と同時に日本より日附印、郵便秤量、小包自動秤、自転車、時計、算盤、金庫、（大小）、その他式紙類多数入荷あり、これまでの暫定的措置方法を夫々復旧す。

ただし、日附印は年活字、局名活字なきため未使用。

一九四七年十一月一日当分の間到着事務に限り国際航空郵便取扱開始を許可せらる。

一九四七年十一月二十日限り外国小包重量十一封度

この図案は一二世紀から一八七九年迄、琉球を支配した琉球王朝（尚家）の象徴である。琉球王は王の位を廢され、東京に居住することになり、その王国は沖縄県として組織されとなり王の子孫に日本の貴族の称号を与えられている。

琉球王の前に立つて門の絵である。三つ巴はそのたり芸術として工夫研究することはよからう。しかしそうでなくして宣伝手段たる切手として使用するとなう。

幸地長榮、新、庶務課長、安國安祐、業務課長、金城棟香、工務課長、船越義信、工務課、郵務課（外国郵便事務兼任）、通信課、

一九四八年四月一日那覇國際郵便交換局創立、局長、便取扱開始を許可せらる。

一九四八年四月一日那覇國際郵便交換局創立、局長、便取扱開始を許可せらる。

幸地長榮、新、庶務課長、安國安祐、業務課長、金城棟香、工務課長、船越義信、工務課、郵務課（外國郵便事務兼任）、通信課、

より受入れ、同年七月一日から発売された。右第一回琉球切手葉書種類数量左の如し、

種類	軍政府より受入数量	売残数量
5銭切手赤紫色 蘇鉄	35,000	391
10銭切手緑色 白百合	65,000	7,521
20銭切手緑色 蘇鉄	97,500	34,442
30銭切手朱色 唐船	130,000	9,464
40銭切手黒青紫白百合	62,500	33,118
50銭切手黒色青色唐船	142,500	30,213
1円切手青色 農夫	136,000	46,174
10銭往復はがき	184,000	111,300
20銭往復はがき	134,400	124,000
50銭封緘はがき	150,400	140,000

より受入れ、同年七月一日から発売された。右第一回琉球切手葉書種類数量左の如し、

謹各局常備数を制定本日より一斉に使用す。

沖縄における行囊使用権数

並甲一〇、二〇〇 並乙一〇、五四〇

赤甲三、〇〇〇 赤乙八、〇〇〇

赤丙一、〇〇〇 赤丁八、〇〇〇

一九四八年八月一日上本部郵便局設置

一九四八年八月一日久志局宛郵便局設置

一九四八年九月九日沖縄毎日新聞第三種郵便物認可

現在第三種郵便物認可数三

一九四八年九月二十日宜野座局久志局間通送便改

善、從来久志局宛郵便物は、直接知念発瀬嵩行バスに

託送の処、これが廢止に伴ない久志局宛郵便物はバス

事務員に依頼辛じて運行するの実情に鑑み今回久志局

に通送員一名を増置、毎日宜野座、久志局間を執行せしむ。

一九四八年九月十六日沖縄民政府告示第二十三号郵便規則第五十四条による交通困難の孤島山間僻地を左の通り定む

上本部局 具志堅 上原

本部局 水無島

久志局 開墾小、ウンダチ、美謝川、

今帰仁局 西山原、東山原、マビト山、トム

羽地一局 源河の内、オーシャンタイ、福地原

真喜屋の内大川、喜納原、田井等

内大川、伊佐川の内金川、

志津川、城山、アキラカ開墾、ヤ

ヤヌ、中山、東原、

クマール、ウロー、猪付、イヤガ

イ、ムター、カレール、福地、

三ツ堤、宇茂佐内山、鳥山城、安

和志川、内山、我謝、如古、阿佐

内大川、伊佐川の内金川、

内大川、伊佐川の内金川、

内大川、伊佐川の内金川、

より受入れ、同年七月一日より島内郵便料金、外国郵便料金値上げとなり新葉書三種發行せらる。

琉球郵政史に特筆さるべき歴史的事蹟であるとして、感謝状を提出した。

一九四八年七月一日より島内郵便料金、外国郵便料金値上げとなり新葉書三種發行せらる。

通常はがき十五銭、往復はがき三十銭、封緘はがき五十銭

外國郵便料金は葉書一円五十銭三円となつたが、航空郵便は航空切手の出来る迄料金別納となつて

いる。

一九四八年七月十日沖縄タイムス新聞第三種郵便物

一九四八年八月一日日本政府より取寄せたる郵便行



は許可される旨が明記されている。現在の特免による事業活動に關係する特別の条件は彼等の許可申請の許可や琉球政府外資投下免許証にする彼等の事業活動を許可することを期したのである。

それで米国軍隊に対する物品サービスの提供を行なう事業に対しては民政官によって発行された特別免許証に従つて事業活動を行なう事を許可されたのである。かような特免はその事業が米国軍隊及びその代行機関に欠くべからざる間引続き有効である。

### ◎ C A T 航空へ免許許可

外資委第 号

一九五六年七月 日

琉球政府

行政主席 比嘉秀平

沖縄中央局私書函第二三四号

行政主席 比嘉秀平

株式会社シビル・エア・トランスポーティメント

拝啓(免許証進達文書案訳文)

特別免許証に代つて、琉球政府免許証に基づいて事業活動に従事するため、貴殿が提出されました申請書を受理致しました。

添付してあります免許証はその目的のために発行致します。該免許証の受諾について当事務室までお知らせ下さい。併せて、一九五六年七月三十一日現在の貸借対照表と資産目録表を提出して下さい。

当政府職員或いは小官でお力添出来ることがありましたら、御一報下さい。

外資導入免許証 J F I B 第五三二号

(株式会社シビル・エア・トランスポーティメント)

一、シビル・エア・トランスポーティメント航空会社(米国デラウエア州)、ワン・ウエン・サン・チュ・イーチェン、及びチエン・エン・チュンを多数株主とし、中華民国(台湾)において設立された株式会社

八、本免許証は一九五六年八月一日から有効とする。

但し、被免許人は右期日以前に本免許証の受理書を琉球列島における被免許人の営業に関し、是迄、琉球列島米国民政府が発行した特別外資導入免許証及びその他の許可証は右期日を以つて効力を失うものとする。

b、琉球列島において効力を有する法規、納稅その他の義務の履行を免ずるものではない。

c、本免許証に規定された以外の事業の經營を許可するものではない。

七、本免許証は如何なる特定個人と雖も、正規の出入域許可証なしに琉球列島への入域または在留を許可するものではない。

b、琉球列島における被免許人の営業に関し、琉球政府の発行した免許証または許可証は本免許証の発効を待つて効力を失う。

一九五六年 月 日

琉球政府 行政主席 比嘉秀平

◎民間航空事業に対する弁務官返書

一九五七年一月九日

A1 航空に対し、七月二十七日免許第二〇六七号を交付し、沖縄-先島間の民間航空事業が許可された。

CATとチャーター契約で航空事業に従事する業者に冲縄旅行社が選ばれ、正式にチャーター契約がなされた。(七月二十二日)

シビル・エア・トランスポーティメント(以下被免許人と称す)に対し、茲に、一九五三年十一月一日付民政府布令第九〇号「琉球列島における外国人の投資」の規定及び左の条件に従つて事業を行なうことを許可する。

二、本免許証により許可される事業は左のとおりとする。

a、定期航空業務として又は契約によつて沖縄と他の地域間の旅客、貨物及び郵便物の航空運送業務を行なうこと。

b、那覇空港ターミナル及び美里村島袋にある泡瀬メードー・ショッピングセンターにおいて、前左の条件下従つて、琉球列島内における沖縄・宮古・八重山間の旅客、貨物及び郵便物の契約に基づく航空運送業務を行なうこと。

c、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施又は施設の経営

三、被免許人は第六節の規定に従つて、この認可事業の経営に必要な物品の輸入及び琉球列島から輸送さるべき保険料金及び運送料金に必要な外国為替送金をなすため、琉球の外貨資金を利用すること

d、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

e、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

f、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

g、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

h、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

i、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

j、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

k、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

l、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

m、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

n、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

o、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

p、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

q、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

r、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

s、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

t、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

u、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

v、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

w、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

x、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

y、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

z、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

aa、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

bb、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

cc、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

dd、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

ee、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

ff、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

gg、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

hh、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

ii、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営を行なうこと。

### ◎ 日航へ免許許可

外資導入免許証 J F B 第一七三号

(日本航空株式会社)

三、琉球における航空事業に関する以前の布告又は日

本航空法についていかなる解釈も適用しないと考える。従つて民間航空事業に関する限り事前に当府の審議と認可を受けなければならない。

高等弁務官に代りて

行政官 G A · WALK

一、日本法人、日本航空株式会社(以下被免許人と云う)に対し、高等弁務官布令第十一号「琉球列島に於ける外國人の投資」及び左の条件に従つて、琉球列島において事業に従事することを許可する。

二、本免許証に許可される事業は左記の通りとする。

a、沖縄を往復する旅客、貨物及び郵便物の定期的販売を含む切符販売所の経営。

b、那覇空港ターミナル及び島袋の泡瀬メドー・シヨツピングセンターにおいて、右二-aの業務に関係する顧客への旅行災害保険及び航空貨物保険の運営。

c、右二-aの業務に必要な航空サービス施設の運営。

又は契約による航空輸送。

三、本免許証の発効日は一九六〇年六月一日とする。

被免許人に発行された外資導入免許証 J F B 第五〇九号及び同免許證を廃止したすべての免許証は、一九六〇年六月一日現在で無効となる。

(ニューヨーク法人)

パンアメリカン、ノースウエスト等同文

び諸設備を施し、滑走路の安全を図り、且つ、旅客、貨物又は滑走路附近の人及び施設に危険を与えないよう滑走路上の発着を安全にしなければならない。

なお被免許人は自己負担で燃料その他の補給及びそれに伴なうサービス等の必要な準備をなさねばならない。

及びそれに伴なうサービス等の必要な準備をなされなければならない。

灏メードー・ショッピングセンターにおいて、前

に規定された業務の依頼人に対する旅行災害保険及び航空貨物保険の取次業務を含む切符販売所の経営を行なうこと。

c、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営に必要な物品の輸入及び琉球列島から輸送さるべき保険料金及び運送料金に必要な外国為替送金をなすため、琉球の外貨資金を利用すること

が出来る。

d、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営に必要な物品の輸入及び琉球列島から輸送さるべき保険料金及び運送料金に必要な外国為替送金をなすため、琉球の外貨資金を利用すること

が出来る。

e、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営に必要な物品の輸入及び琉球列島から輸送さるべき保険料金及び運送料金に必要な外国為替送金をなすため、琉球の外貨資金を利用すること

が出来る。

f、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営に必要な物品の輸入及び琉球列島から輸送さるべき保険料金及び運送料金に必要な外国為替送金をなすため、琉球の外貨資金を利用すること

が出来る。

g、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営に必要な物品の輸入及び琉球列島から輸送さるべき保険料金及び運送料金に必要な外国為替送金をなすため、琉球の外貨資金を利用すること

が出来る。

h、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営に必要な物品の輸入及び琉球列島から輸送さるべき保険料金及び運送料金に必要な外国為替送金をなすため、琉球の外貨資金を利用すること

が出来る。

i、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営に必要な物品の輸入及び琉球列島から輸送さるべき保険料金及び運送料金に必要な外国為替送金をなすため、琉球の外貨資金を利用すること

が出来る。

j、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営に必要な物品の輸入及び琉球列島から輸送さるべき保険料金及び運送料金に必要な外国為替送金をなすため、琉球の外貨資金を利用すること

が出来る。

k、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営に必要な物品の輸入及び琉球列島から輸送さるべき保険料金及び運送料金に必要な外国為替送金をなすため、琉球の外貨資金を利用すること

が出来る。

l、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営に必要な物品の輸入及び琉球列島から輸送さるべき保険料金及び運送料金に必要な外国為替送金をなすため、琉球の外貨資金を利用すること

が出来る。

m、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営に必要な物品の輸入及び琉球列島から輸送さるべき保険料金及び運送料金に必要な外国為替送金をなすため、琉球の外貨資金を利用すること

が出来る。

n、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営に必要な物品の輸入及び琉球列島から輸送さるべき保険料金及び運送料金に必要な外国為替送金をなすため、琉球の外貨資金を利用すること

が出来る。

o、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営に必要な物品の輸入及び琉球列島から輸送さるべき保険料金及び運送料金に必要な外国為替送金をなすため、琉球の外貨資金を利用すること

が出来る。

p、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営に必要な物品の輸入及び琉球列島から輸送さるべき保険料金及び運送料金に必要な外国為替送金をなすため、琉球の外貨資金を利用すること

が出来る。

q、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営に必要な物品の輸入及び琉球列島から輸送さるべき保険料金及び運送料金に必要な外国為替送金をなすため、琉球の外貨資金を利用すること

が出来る。

r、第二節の項に規定された航空業務に必要な設施の経営に必要な物品の輸入及び琉球列島から輸送さるべき保険料金及び運送料金に必要な外国為替送金をなすため、琉球の外貨資金を利用すること

が出来る。

附 錄 ◎政治經濟史年表

年	月	日	一般政治経済事項
一九四五	八	一五	日本政府ボツダム宣言受諾、無条件降伏。
一九四六	九	二五〇	沖縄臨時諮詢会設置。
一〇	八	一五	沖縄十六地区で戦後第一回市長選挙。
一九	八	一四	西諸島の行政、日本政府より分離。
一八	八	五一	総司令部覚書により北緯三〇度以南の南西諸島の行政、日本政府より分離。
一一	一	一五	諮詢会による知事選挙。
一二	四	一五	第一次通貨交換。(旧日本銀行券をB型軍票へ一対一の比率で交換、唯一の法貨とす。)
一二	四	一	沖縄民政府を創設、初代知事志喜屋孝信氏任命さる。
一二	四	一	公務員、軍雇用者に対する賃金制度の実施、軍雇用者時給二円三〇銭・六〇銭支給さる。
一二	八	一四	補給物資有償配給制となる。
一二	八	一七	沖縄群島の軍政、海軍より陸軍に移管。
一二	八	一七	第二次通貨交換。(沖縄群島のみ、法貨B型軍票より新日本銀行券に一対一の比率で交換さる)
一二	八	一七	南西諸島引揚者持參金一人千円以内と大蔵省告示。
一二	八	一七	本土よりの沖縄帰還者十四万人の送還、第一船入港。
一二	八	一七	琉球列島貿易庁設立。(官営貿易開始、主に列島内相互の物資交流に従事)
一二	八	一七	裁判制度を確立、司法自治の発足。

一九四九	一九四七
一	一〇
二	一七
三五	民政府東恩納から知念へ移転。
琉球生命社労災業務開始	新聞社を民間企業として認可。
琉球水産試験所創設。	沖縄群島における課税手続きの設定、実施の件軍指令。（戦後租税制度の発足）
琉球列島軍政長官イグルス少将着任。	市町村財政、補給物資売上金をもって充当することに決定。
沖縄銀行創設（琉球銀行と改称）。	民政府公営バス創設。
琉球銀行設立に関する軍政府布令第一号公布される。	補給物資額三・四倍程度に値上げ。
通貨切替に関する特別布告公布。	新選挙法による市町村長選挙。
沖縄銀行、琉球銀行に吸収合併。	沖縄中央銀行、沖縄銀行と改称。
第三次通貨交換（全琉の通貨B型軍票に統一する）	琉球列島軍政長官イグルス少将着任。
沖縄水産試験所創設。	琉球銀行設立に関する軍政府布令第一号公布される。
本土引揚者所持金B円との交換比率一対一と決定。	沖縄銀行、琉球銀行に吸収合併。
自由経済実施の布告第三三号公布。	第三次通貨交換（全琉の通貨B型軍票に統一する）
商業、配給機構の官営制度廃止、自由企業制度実施。	琉球列島軍政長官イグルス少将着任。
通貨交換時の封鎖預金解除さる。	沖縄銀行設立に関する軍政府布令第一号公布される。
戦後初の移民をペルヘ送り出す。	琉球銀行設立に関する軍政府布令第一号公布される。



# 琉球史料第一集 目次

## 宣言・条約及び軍布告

(1) イロ宣言	カ	緊急市長並に市会議長會議開催方要請の件	(5)
ボツダム宣言		沖縄人の政治、經濟福祉に関する問題につき具申書	四八
米國海軍政布告第一号		食糧配給に関する陳情	(6)
講和条約第三条に基づく琉球列島における米國の権限に伴なう布告		新都市建設方に関する陳情	(7)
対日平和条約		伊江村民の帰郷促進についての陳情	(8)
一、一般行政		久志村在住久米島住民の帰郷方に関する陳情	(9)
(一) 沖縄諮詢委員会のころ		沖縄本島在住伊江島住民の便通送について請願	(10)
(1) 沖縄諮詢委員会記録		慶良間列島の食糧事情及び人口移動に関する陳情	(11)
(2) 坂沖縄人諮詢會議録(一九四五・八・一五)		平安座市解消に対する意見書	(12)
(3) 反沖縄人諮詢會議録(一九四五・八・一〇)		伊江村民の帰郷促進についての陳情	(13)
(4) 第一回沖縄諮詢委員会議録		久志村在住伊江島住民の便通送について請願	(14)
(5) 軍政府に提出した諮詢委員の各地区視察報告		沖縄本島久米島住民の便通送について請願	(15)
(6) 市の行政機構に関する諮詢委員會議録		伊江村民の便通送について請願	(16)
(7) 諮詢委員その他のにより知事候補選挙の會議録		慶良間列島の食糧事情及び人口移動に関する陳情	(17)
(8) 戰前の県会等について諮詢會議		八重山島民の便通送について請願	(18)
(9) 諮詢會最後の各部長會議録		軍資材払下方の請願書	(19)
(二) 各部の設置及び各部長の任命		軍布告その他	(20)
(1) 沖縄農務外四部の設置		金融機關の閉鎖及び支払停止令	(21)
(2) 沖縄労務部の設置		財産の管理	(22)
(3) 沖縄知事官房組織に関する件		紙幣、両替、外國貿易及び金錢取引	(23)
(4) 各部長の任命辞令		屋嘉收容中の捕虜解放	(24)
(三) 各部中央並に地方機構及び実情経過		沖縄人朝鮮より帰還	(25)
(1) 各部の中央並に地方機構及び実情経過		ク・C・I・Vの三字記入の軍指示	(26)
(四) 食糧及び部落移動等の陳情		軍布告その他の	(27)
(1) 移動に伴ない事前調査員派遣方の件		金融機關の閉鎖及び支払停止令	(28)
(2) 大浦崎在住民の移動陳情		知事任命の辭令	(29)
(3) 医師招聘方陳情		沖縄政府知事任命式記録	(30)
(4) 今帰仁村民の郷村への復帰移動の陳情		各部中央並に地方機構及び実情経過	(31)
(6) 民政府機構改正		各部中央並に地方機構及び実情経過	(32)
(7) 沖縄米穀生産及び土地開拓部設置		各部中央並に地方機構及び実情経過	(33)
(8) 改正機構圖表に関する件		各部長の任命辞令	(34)
(9) 民政府機構改革に伴なう部長の進退		各部中央並に地方機構及び実情経過	(35)
(10) 補給庁民政府に統合		各部中央並に地方機構及び実情経過	(36)
(11) 工務部を知事管下におく件		各部中央並に地方機構及び実情経過	(37)
(12) 民政府機構改革による部長任命		各部中央並に地方機構及び実情経過	(38)
(13) 球郵政府の設立		各部中央並に地方機構及び実情経過	(39)
(三) 公文書式文例及び官制		各部中央並に地方機構及び実情経過	(40)
(1) 公文書式文例		各部中央並に地方機構及び実情経過	(41)
(2) 沖縄民政府官制		各部中央並に地方機構及び実情経過	(42)
(3) 民政府諸官に対する辞令書式		各部中央並に地方機構及び実情経過	(43)
(4) 大東支厅長に対する委事件事項		各部中央並に地方機構及び実情経過	(44)
(四) 部長会議		各部中央並に地方機構及び実情経過	(45)
(1) 市町村選舉について軍との会談		各部中央並に地方機構及び実情経過	(46)
(2) 商務部長系數昌保氏の意見		各部中央並に地方機構及び実情経過	(47)
(3) 部長会議		各部中央並に地方機構及び実情経過	(48)
(4) 定例部長会議		各部中央並に地方機構及び実情経過	(49)
(5) 臨時部長会議		各部中央並に地方機構及び実情経過	(50)
(6) 部長会議		各部中央並に地方機構及び実情経過	(51)
(7) 部長会議		各部中央並に地方機構及び実情経過	(52)
(8) 部長会議		各部中央並に地方機構及び実情経過	(53)
(五) 知事会議		各部中央並に地方機構及び実情経過	(54)
(1) 八重山支厅長との会談		各部中央並に地方機構及び実情経過	(55)
(2) 四知事会議		各部中央並に地方機構及び実情経過	(56)
(3) 四知事会議		各部中央並に地方機構及び実情経過	(57)
(4) 四知事定期会合を軍に陳情		各部中央並に地方機構及び実情経過	(58)
(5) 四知事会議		各部中央並に地方機構及び実情経過	(59)
(六) 先島群島行政		各部中央並に地方機構及び実情経過	(60)
(1) 先島群島行政に関する件		各部中央並に地方機構及び実情経過	(61)
(2) 宮古、八重山行政統合案		各部中央並に地方機構及び実情経過	(62)
(3) 先島の概況		各部中央並に地方機構及び実情経過	(63)
(七) 琉球列島における統治		各部中央並に地方機構及び実情経過	(64)
(1) 琉球の政府について		各部中央並に地方機構及び実情経過	(65)

(一) 民政府のころ		民政府のころ	(5)
(1) 民政府創設		(1) 沖縄民政府創設に関する件	(6)
(2) 知事任命の辭令		(2) 知事任命の辭令	(7)
(3) 沖縄民政府知事任命式記録		(3) 沖縄民政府知事任命式記録	(8)
(4) 部長、市町村長任命の認可		(4) 部長、市町村長任命の認可	(9)
(二) 機構改革に関する類		(1) 沖縄民政府機構図	(10)
(1) 沖縄工務部の組織		(2) 沖縄民政府機構図	(11)
(2) 機構改革に関する課長発令		(3) 局課の統合に関する課長発令	(12)
(3) 局課の統合における各部庁舎配置図		(4) 民政府移動後における各部庁舎配置図	(13)
(4) 民政府移動後における各部庁舎配置図		(5) 琉球列島貿易庁設置	(14)
(5) 琉球列島貿易庁設置		(6) ノ連引揚者歓迎	(15)
(九) 海外引揚		(7) ノ連引揚者歓迎	(16)
(1) 受入キャンプ運営のための帰還係民職員の入要		(8) 通貨及びその交換	(17)
(2) 帰還者受入移動手続		(1) 貨幣、両替、外國貿易及び金錢取引	(18)
(3) 県民送還に当り北内政部長談		(2) 新紙幣の交換並に預入に関する件	(19)
(4) 司令部発表の沖縄送還要領		(3) 貨幣、両替、外國貿易及び金錢取引	(20)
(5) 帰還者その他に關する部長會議		(4) 法定貨幣に関する件	(21)
(6) 帰還者民受入事業の完了に際し感謝の意を表し併せて吾等の希望を詔陳す		(5) 帰還者の所持金に関する件	(22)
(7) 感謝の意を表し併せて吾等の希望を詔陳す		(6) 通貨切換案並に通貨の交換と新通貨の發行	(23)
(8) ノ連引揚者歓迎		(7) 琉球人民に告ぐ	(24)
(九) 通貨及びその交換		(8) 貨幣交換に關し市町村への訓令	(25)
(1) 貨幣、両替、外國貿易及び金錢取引		(9) 封鎖資金の解除について	(26)
(2) 新紙幣の交換並に預入に関する件		(10) 台湾引揚者携帶金交換に關する嘆願	(27)
(3) 貨幣、両替、外國貿易及び金錢取引		(11) 琉球列島における軍のB円交換率	(28)
(4) 法定貨幣に関する件		(12) 軍票の取締	(29)
(5) 帰還者の所持金に関する件		(13) 冲縄に關する軍政府経済政策について	(30)
(6) 通貨切換案並に通貨の交換と新通貨の發行		(14) 割当配給量及び配給制度	(31)
(7) 琉球人民に告ぐ		(15) 標準食糧配給量の定義	(32)
(8) 貨幣交換に關し市町村への訓令		(16) 沖縄群島における課税手続の設定及び実施の件	(33)
(9) 封鎖資金の解除について		(17) 食糧衣料その他の補給品売上よりの収入	(34)
(10) 台湾引揚者携帶金交換に關する嘆願		(18) 沖縄の農業經營に関する要望事項	(35)
(11) 琉球列島における軍のB円交換率		(19) 自由取引の実現	(36)
(12) 軍票の取締		(20) 農家救済、肥料代値下げ並に徵収延期に関する請願書	(37)
(13) 冲縄に關する軍政府経済政策について		(21) 農家救済、肥料代値下げ並に徵収延期に関する請願書	(38)

(9) 全琉球財政部長会議(軍政府主催).....	一七一
(10) 補給物資価格引下げについて.....	一七七
(11) 市町村長協議会からの陳情.....	一七八
(12) 住家、商業用及び工業用建物に対する輸入木材の配給.....	一七八
(13) 輸入物資の取扱い.....	一七八
(14) 村売店の利潤金(回答).....	一八〇
(15) 待望の食糧値下実現.....	一八〇
(16) 外資導入問題等経済人が協議.....	一八一
(19) 居間外資導入を促進するため、外国企業家を招くに就いての進言.....	一八一
<b>(一) 社会一般</b>	
(1) 賃銀制実施に伴なう各種賃銀制に依る賃銀支払諸準備に関する件.....	一八二
(2) 化粧經濟下に於ける社会販賣に関する件.....	一八二
(3) 建築資材の統制.....	一八二
(4) 立入禁示地区の一部移動.....	一八二
(5) 住民の離島相互間の旅行許可.....	一八六
(6) 鳥島の統治、行政、給与.....	一八六
(7) 禁示区域の開放.....	一八六
(8) 久志市の移動状況.....	一八七
(9) 開取引防止に関する声明書.....	一八七
(10) 伊江島へ追加配給の件.....	一八七
(11) 物資補給についての報告.....	一八七
(12) 伊江村飢餓救濟の調査報告.....	一八九
(13) 港湾作業労務者待遇改善に關する請願.....	一九〇
(14) 村販売店の閉鎖について.....	一九四
(15) 糸満港浚渫並びに埋立に関する陳情書.....	一九五
(16) 食糧救濟.....	一九五
(17) 伊江村よりの陳情.....	一九六
(18) 与那城村に於ける集会集合の一時禁示.....	一九八
<b>(二) 米人要路との会談</b>	
(1) マ司令部政治經濟顧問対日理事會議長シーホルト氏との会談.....	一九九

(2) 軍政府副長官クレーダ大佐より知事、文化部長への伝達及び注意事項.....	一〇〇
(3) マ司令部教育情報課ロバート・ハゼウエイ氏との会見.....	一〇五
(4) マ司令部琉球軍政局長ウエツカーリング准将.....	一〇六
(5) ウエツカーリング准将との会談.....	一〇三
(1) 軍政府へ行政月報提出の件.....	一〇七
(2) 各部行政月報.....	一〇八
<b>(三) 行政月報</b>	
(1) 沖縄住民に告ぐ.....	一四五
(2) イ、軍政長官バツクマスター少将、口、軍政副長官ムレー大佐、日本兵に告ぐ.....	一四五
(3) 日本兵に告ぐ.....	一四六
(4) 米国海軍より陸軍へ軍政移管.....	一四七
(5) 民間通信.....	一四八
(6) 沖縄復興予算に当り知事訓辭.....	一四八
(7) 軍政副長官米海軍大佐ムレー及び軍務部長米海軍少佐ワットキンス氏の書翰.....	一四八
(8) 経済生活安定に関する協議会における知事及びウイルソン中佐挨拶.....	一五〇
(9) 沖縄民政府一周年記念祝典.....	一五二
(10) 沖縄の公休日.....	一五三
(11) 市町村長会議における知事挨拶.....	一五四
(12) 軍政府長官ヘイドン准将の告別の辞.....	一五四
(13) 知事並びに民政議員公選促進に関する陳情.....	一五六
(14) 沖縄民政府の移転.....	一五六
(15) タイム誌記者の見た占領下四年後の沖縄.....	一五六
(16) マ元帥の来島.....	一五六

(2) 軍政府副長官クレーダ大佐より知事、文化部長への伝達及び注意事項.....	一〇〇
(3) マ司令部教育情報課ロバート・ハゼウエイ氏との会見.....	一〇五
(4) マ司令部琉球軍政局長ウエツカーリング准将.....	一〇六
<b>(四) その他</b>	
(1) 沖縄住民に告ぐ.....	一〇七
(2) 知事諭告.....	一〇八
(3) 日本兵に告ぐ.....	一〇九
(4) 軍政副長官米海軍大佐ムレー及び軍務部長米海軍少佐ワットキンス氏の書翰.....	一〇九
(5) 民間通信.....	一〇九
(6) 沖縄復興予算に当り知事訓辭.....	一〇九
(7) 軍政副長官米海軍大佐ムレー及び軍務部長米海軍少佐ワットキンス氏の書翰.....	一〇九
(8) 経済生活安定に関する協議会における知事及びウイルソン中佐挨拶.....	一〇九
(9) 沖縄民政府一周年記念祝典.....	一〇九
(10) 沖縄の公休日.....	一〇九
(11) 市町村長会議における知事挨拶.....	一〇九
(12) 軍政府長官ヘイドン准将の告別の辞.....	一〇九
(13) 知事並びに民政議員公選促進に関する陳情.....	一〇九
(14) 沖縄民政府の移転.....	一〇九
(15) タイム誌記者の見た占領下四年後の沖縄.....	一〇九
(16) マ元帥の来島.....	一〇九

<b>群島政府のころ</b>	
<b>(一) 群島政府の設立</b>	
(1) 群島組織法.....	一五八
(2) 群島政府の名称.....	一五八
(3) 群島知事就任式.....	一七四
<b>(二) 沖縄群島政府機構</b>	
(1) 沖縄群島政府機構図.....	一七五
(2) 政務報告.....	一七五
<b>(三) 政務報告</b>	
(1) 第一回沖縄群島議会における知事の政務報告.....	一七五
(2) 第六回沖縄群島議会における知事の政務報告.....	一七八
(3) 第一三回沖縄群島議会における知事の政務報告.....	一八四
(4) 知事市町村長協議会で施政説明.....	一九〇
<b>(四) 部長会議</b>	
(1) 初の部長会議.....	一九五
(2) 臨時部長会議(一九五一、一〇、一一).....	一九六
(3) 臨時部長会議(一九五一、一〇、一三).....	一九七
<b>(五) 四知事共同意見書</b>	
(1) 四知事共同意見書(一九五一、二、五).....	一九八
(2) 四知事共同意見書(一九五一、七、七).....	一九九
<b>(六) 群島政府の解消</b>	
(1) 群島政府解消と新政府組織に関する書翰.....	二〇二
(2) 群島政府から琉球列島政府への業務移管について.....	二〇三
(3) 群島政府職員の任期.....	二〇四
(4) 群島政府職能の終止.....	二〇四
<b>(七) 米国民政府に関するもの</b>	
(1) 琉球列島米国民政府に関する指令.....	二〇四
(2) 沖縄民政官府の解散.....	二〇四
<b>(八) 臨時中央政府のころ</b>	
(1) 臨時琉球諮詢委員会設置.....	二〇八
(2) 臨時琉球諮詢委員会の承認.....	二〇八

<b>(一) 臨時中央政府</b>	
(1) 臨時琉球諮詢委員会設置.....	二〇八
(2) 臨時琉球諮詢委員会の承認.....	二〇八

<b>琉球政府のころ</b>	
<b>(一) 琉球政府の設立</b>	
(1) 琉球政府の設立.....	三一七
(2) 琉球政府章典.....	三一七
(3) 琉球政府創立式典に於ける行政主席の挨拶.....	三一八
(4) 琉球政府庁舎の移転.....	三一八
<b>(二) 組織、機構、制度</b>	
(1) 行政事務部局組織法.....	三一九
(2) 統計部設置法.....	三一九
(3) 経済企画室設置法.....	三一九
(4) 琉球政府機構圖.....	三一九
(5) 地方庁設置法.....	三一九
(6) 地方庁の設置運営について.....	三一九
(7) 奈美地方庁の廃止.....	三一九
<b>(三) 政務報告</b>	
(1) 政務報告並びに施政方針.....	三二九
(2) 一九五、三年度予算の編成方針及びその内容について.....	三三七
(3) 臨時会召集について.....	三三七

琉球史料 第二集 目 次

(13) 交通取締軍保安部から示達

(14) 民警察部への弾薬発給に関する取締規則

(15) 警察署管轄区域の変更

(16) 住民交通について

(17) 住民通行取締規程の廢止・権限委託の件

(18) 女子警察官採用について(回答)

(19) 消防隊について

(20) 民警察部の交通整理について

(21) 特別警察隊について

(22) 公安委員会委員服務規程

(23) 警察地区の数、位置及び管轄区域

(24) 沖縄群島警察基本規程

(25) 警察局の設置

(26) 地区警察署の位置、名称管轄区域

(27) 琉球民警察官の逮捕権

(28) その他

(イ) 警察局の発足までの経緯

(ロ) 一九五三年度の業務成績

(一) 軍布告

(二) 政黨について

(1) 民主同盟の組織

(2) 沖縄人民党的組織

(3) 社会党的組織

(4) 共和党的結成

(5) 社会大衆党結成

(6) 琉球民主党結成

(三) 政黨の会談及び要望

(1) 軍と政黨との会談

(2) 両政党代表、ハ副長官と会見

(3) 講和後の両政党の要望事項

- (一) 対日講和条約関係  
(1) サンフランシスコ會議各國全權演說  
(2) 対日講和に關する合衆國の對印回答(抜萃)  
(3) 在東京日米協会におけるシーボルト氏の演說(抜萃)  
(二) 日本国會議事錄  
(1) 第十二回国會における内閣總理大臣演說(抜萃)  
(2) 參議院外務委員会における質疑應答(抜萃)  
(3) 平和條約効力に伴う決議  
(4) 領土に関する決議  
(5) 領土に関する決議  
(6) 奄美大島に関する決議  
(7) 領土に関する決議  
(8) 沖縄及小笠原諸島に関する決議  
(9) 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定  
(10) 北緯二十九度以南の南西諸島の地位について  
(11) 本土と南西諸島との郵便為替に関する覚書  
(12) 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定  
(13) 日本との諸關係  
(14) 日本との行政分離に関する覚書  
(15) 琉球人日本入國並に旅行に関する手続及規程  
(16) 琉球諸島における日本政府連絡事務所の設置に関する件  
(17) 琉球政府職員の日本出張及び政府後援の學生の日本留学  
(18) 琉球人の日本旅行に関する規定及び手続  
(19) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(20) 北緯二十九度以南の南西諸島の地位について  
(21) 本土と南西諸島との郵便為替に関する覚書  
(22) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(23) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(24) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(25) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(26) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(27) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(28) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(29) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(30) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(31) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(32) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(33) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(34) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(35) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(36) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(37) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(38) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(39) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(40) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(41) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(42) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(43) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(44) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(45) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(46) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(47) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(48) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(49) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(50) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(51) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(52) 本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書  
(53) 夏時間実施について

- (一) 各民政府教育行政  
(1) 沖縄諮詢會議錄(文教行政)  
(2) 沖縄諮詢會議錄(文化部關係)  
(3) 終戰直後文教部の變遷  
(4) 終戰直後文化部の變遷  
(5) 沖縄文教部・文化部の分掌事務  
(6) 終戰直後各地区的歩み  
(7) 第一回初等学校長代表者会  
(8) 農林學校設置の儀に付眞請  
(9) 文教時報第一号について  
(10) 地区別初等学校長会  
(11) 那覇市の移動當時を語る座談会  
(12) 八重山群島文教行政  
(二) 各民政府教育行政  
(1) 宮古群島教育の状況  
(2) 沖縄文教部教育組織  
(3) 修了式ナラビニ始業式ニツイテ  
(4) 八重山國民學校長会開催について  
(5) 沖縄文教部長の任命  
(6) 学校報告調査法並記入上ノ注意  
(7) 学校変更について  
(8) 八重山初等學校職員解雇地在勤手当支給規程  
(9) 学校衛生婦について  
(10) 辞令通知ニツイテ  
(11) 学校連絡網ニツイテ  
(12) 文教部の中央ならびに地方機構について  
(13) 八重山・國民學校改称について  
(14) 校長会懇談事項  
(15) 沖縄駐屯米軍將校家庭勤務者募集について  
(16) 学校設立當時ノ状況報告  
(17) 夏季休業日設定について  
(18) 八重山中等學校・初等學校教員職名変更ニツイテ  
(19) 生産科担任教員増加ニツイテ  
(20) 冬季休業設定について

## 琉球史料第三集曰次

### 一、教育行政

#### (一) 各民政府創設以前

- (21) 児童生徒ならびに職員臨時身体検査実施について  
(22) 青年高等学校設立について  
(23) 教員俸給是正ニツイテ  
(24) 実業高等學校長辞令交付ニツイテ  
(25) 実業高等學校設置ニ伴ウ協力依頼ニツイテ  
(26) 宮古郡視学委員規程  
(27) 田井等高校辺士名分校独立促進陳情書  
(28) 訓練學校・高等学校生徒食糧増配について  
(29) 高等学校・文教學校生徒ニ対スル食糧増配申請ノ件(回答)  
(30) 青年高等学校名変更ニツイテ  
(31) 改正官職ニ辞令ヲ用ヒズシジ任用スルコトニツイテ  
(32) 田井等高等学校辺士名分校独立ノ件(申請)  
(33) 辺士名分校独立に関する件(回答)  
(34) 初等學校教官補採用候補者銓衡ニツイテ  
(35) 南北部南西諸島ノ公用出張者ノ申請手続ニツイテ  
(36) 視学担任地区通知ニツイテ  
(37) 初等學校教員定員減ニツイテ  
(38) 実業高等学校増設ニツイテ(回答)  
(39) 職員出張証明書送付について  
(40) 世話人設置について  
(41) 教育職員の市町村長ならびに市町村議會議員の立候補について  
(42) 沖縄の公休日について  
(43) 宮古文教部事務施行状況  
(44) 学制改革六・三・三制度実施について  
(45) 宮古学制改革実施について  
(46) 学校制度ノ改革ニツイテ(申請)  
(47) 沖縄學校制度改革請願に対する回答  
(48) 首里高等学校那覇分校の独立について(申請)  
(49) 首里高等学校那覇分校の独立について(回答)  
(50) 民政府構内二分教場設置方陳情  
(51) 沖縄文教部機構について  
(52) 宮古小・中・高校教官の職名変更  
(53) 夏時間実施について